



令和元年度

神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画

実績編

令和2年10月

# 目 次

	ページ
I 令和元年度の実施状況	
1 個体数調整	1
2 生息環境整備	15
3 被害防除対策等	16
4 モニタリング調査結果	20
II 参考資料	29

# I 令和元年度の実施状況

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画及び、平成31年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき、次のとおり管理事業を実施した。

## 1 個体数調整

### (1) 個体数調整実績の概要

保護管理区域における管理捕獲は1,889（計画数に対し87%）の実績であった。うち、県が実施主体の管理捕獲は（公社）神奈川県猟友会（以下「県猟友会」という。）への委託と、ワイルドライフレンジャーによる捕獲を合わせて467頭（同97%）、市町村を実施主体とする管理捕獲は1,402頭（同83%）の実績であった。また、シカによる農林業等の被害を受けている者等が個別の被害防止のために行った有害鳥獣捕獲は、20頭であった。

定着防止区域において市町村が実施する管理捕獲は412頭（同94%）であった。また、同区域の山稜部で県が実施した管理捕獲は7頭、有害鳥獣捕獲は1頭であった。

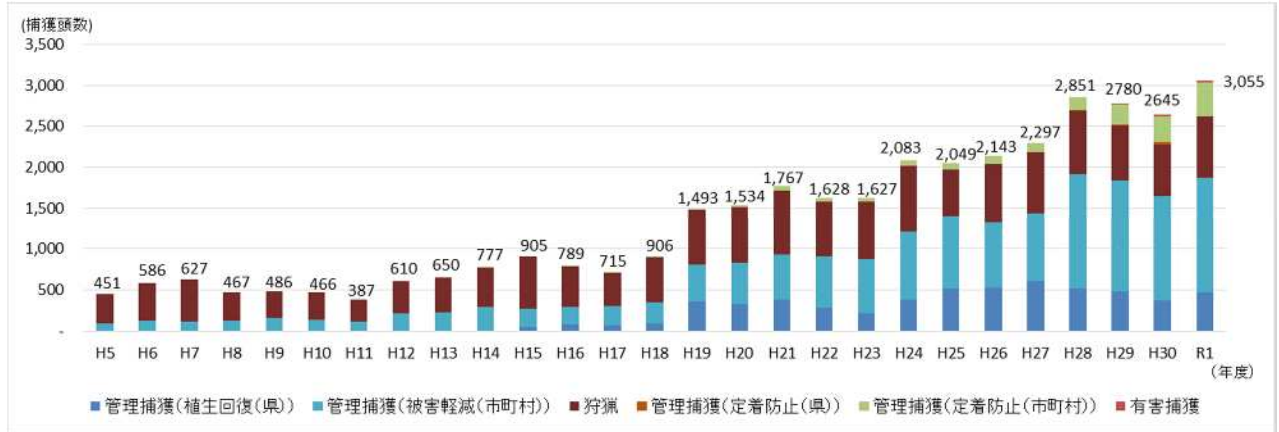
狩猟による捕獲数の合計は746頭（同108%）であり、うち62頭は定着防止区域での捕獲であった。全体の合計は3,055頭（同92%）の実績となった。捕獲数全体に対するメスジカの割合が過半数を占める傾向は平成19年度以降継続している。

表 I-1-1 令和元年度実績の概要

（単位：頭）

個体数調整手法				R1捕獲実績				R1 計画 B	計画 比率 A/B(%)	H30 実績 C	H30 比率 A/C (%)	
				オス	メス	不明	計 A					
管理 捕 獲	保護管理 区域	自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり（実施主体：県）	民間事業者等委託	85	105	2	192	230	83%	120	160%	
			ワイルドライフレンジャー	118	143	14	275	250	110%	255	108%	
		計 (a)			203	248	16	467	480	97%	375	125%
		被害軽減 (b) (実施主体：市町村)			581	821	-	1,402	1,685	83%	1,274	110%
		有害捕獲 (c)			8	12	-	20	-	-	20	100%
		計 (a+b+c)			792	1,081	16	1,889	2,165	87%	1,669	113%
	定着防止 区域	定着防止 (実施主体：県)	民間事業者等委託	1	0	-	1	20	5%	15	7%	
			ワイルドライフレンジャー	0	6	-	6	-	-	15	40%	
		計 (d)			1	6	-	7	20	-	30	23%
		定着防止 (e) (実施主体：市町村)			250	162	-	412	450	92%	319	129%
		有害捕獲 (f)			1	0	-	1	-	-	0	-
		計 (d+e+f)			252	168	-	420	470	89%	349	120%
	管理捕獲計 (a+b+c+d+e+f)				1,044	1,249	16	2,309	2,635	88%	2,018	114%
	狩 猟	保護管理区域			288	396	-	684	621	110%	577	119%
定着防止区域			36	26	-	62	69	90%	50	124%		
計 (g)			324	422	-	746	690	108%	627	119%		
県実施合計 (a保護管理区域+d定着防止区域)				204	254	16	474	500	95%	405	117%	
()内：民間事業者等委託				(86)	(105)	(2)	(193)	(250)	(78)	(135)	(143)	
合計 (a+b+c+d+e+f+g)				1,368	1,671	16	3,055	3,325	92%	2,645	116%	

図 I-1-1 捕獲数の推移



※内訳ごとの捕獲数については、参考資料 (P30) を参照

(2) 市町村別捕獲状況

表 I-1-2 保護管理区域における状況

(単位：頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲												狩猟 (実施主体：狩猟者)				合計				
	自然植生回復・生息環境整備 の基盤づくり (実施主体：県)					被害軽減 (実施主体：市町村等)				有害捕獲			オス	メス	計	R1 計画	オス	メス	不明	計	R1 計画
	オス	メス	不明	計	R1 計画	オス	メス	計	R1 計画	オス	メス	計									
県央地域	3	16	0	19	46	172	219	391	505	4	2	6	45	51	96	80	224	288	0	512	631
相模原市 (津久井地域)	0	0	0	0	0	76	45	121	185	0	0	0	15	20	35	28	91	65	0	156	213
厚木市	3	10	0	13	15	40	90	130	150	0	0	0	-	-	-	-	43	100	0	143	165
愛川町	0	0	0	0	0	22	7	29	50	4	2	6	-	-	-	-	26	9	0	35	50
清川村	0	6	0	6	31	34	77	111	120	0	0	0	30	31	61	52	64	114	0	178	203
湘南地域	19	25	1	45	51	100	94	194	280	0	2	2	-	-	-	-	119	121	1	241	331
秦野市	12	15	1	28	40	56	63	119	180	0	0	0	-	-	-	-	68	78	1	147	220
伊勢原市	7	10	0	17	11	44	31	75	100	0	2	2	-	-	-	-	51	43	0	94	111
県西地域	63	64	1	128	133	309	508	817	900	4	8	12	12	22	34	22	388	602	1	991	1,055
松田町	14	14	0	28	28	47	67	114	150	4	4	8	-	-	-	-	65	85	0	150	178
山北町	49	50	1	100	105	262	441	703	750	0	4	4	12	22	34	22	323	517	1	841	877
小計	85	105	2	192	230	581	821	1,402	1,685	8	12	20	57	73	130	102	731	1,011	2	1,744	2,017
WLR捕獲	118	143	14	275	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118	143	14	275	250
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	231	323	554	519	231	323	-	554	519
計	203	248	16	467	480	581	821	1,402	1,685	8	12	20	288	396	684	621	1,080	1,477	16	2,573	2,786
備考	市町村別の欄は民間事業者等委託による捕獲数 ワイルドライフジヤ- (WLR) による捕獲は総数のみの計画であり、市町村別の捕獲計画はない。					計画途中変更あり 伊勢原市 70→100				市町村別の欄は猟区における捕獲数											

表 I-1-3 定着防止区域における状況

地域等区分	管理捕獲												狩猟 (実施主体：狩猟者)				合計			
	(実施主体：県)				(実施主体：市町村等)				有害捕獲											
	市町村名	オス	メス	計	R1 計画	オス	メス	計	R1 計画	オス	メス	計	オス	メス	計	R1 計画	オス	メス	計	R1 計画
県央地域	-	-	-	-	72	38	<b>110</b>	110	0	0	0	-	-	-	-	72	38	<b>110</b>	110	
相模原市緑区 (藤野、相模湖、城山地区)	-	-	-	-	72	38	<b>110</b>	110	0	0	0	-	-	-	-	72	38	<b>110</b>	110	
湘南地域	-	-	-	-	3	3	<b>6</b>	-	0	0	0	-	-	-	-	3	3	<b>6</b>	-	
平塚市	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	0	0	0	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	
大磯町	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	0	0	0	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	
二宮町	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	0	0	0	-	-	-	-	1	1	<b>2</b>	(※)	
県西地域	1	0	<b>1</b>	20	175	121	<b>296</b>	340	1	0	1	-	-	-	-	177	121	<b>298</b>	360	
小田原市	-	-	-	-	59	53	<b>112</b>	120	0	0	0	-	-	-	-	59	53	<b>112</b>	120	
南足柄市	1	0	<b>1</b>	10	34	22	<b>56</b>	60	0	0	0	-	-	-	-	35	22	<b>57</b>	70	
中井町	-	-	-	-	1	2	<b>3</b>	(※)	1	0	1	-	-	-	-	2	2	<b>4</b>	0	
大井町	-	-	-	-	34	20	<b>54</b>	70	0	0	0	-	-	-	-	34	20	<b>54</b>	70	
開成町	-	-	-	-	0	0	<b>0</b>	(※)	0	0	0	-	-	-	-	0	0	<b>0</b>	0	
箱根町	0	0	<b>0</b>	10	18	19	<b>37</b>	60	0	0	0	-	-	-	-	18	19	<b>37</b>	70	
真鶴町	-	-	-	-	4	0	<b>4</b>	(※)	0	0	0	-	-	-	-	4	0	<b>4</b>	0	
湯河原町	-	-	-	-	25	5	<b>30</b>	30	0	0	0	-	-	-	-	25	5	<b>30</b>	30	
WLR捕獲	0	6	<b>6</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	6	<b>6</b>	-	
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	26	<b>62</b>	69	36	26	<b>62</b>	69	
計	1	6	<b>7</b>	20	250	162	<b>412</b>	450	1	0	1	36	26	<b>62</b>	69	288	194	<b>482</b>	539	
備考					計画途中変更あり 小田原市 60→120 大井町 40→70 (※) = 情報入り次第捕獲								(※) = 情報入り次第捕獲							

### (3) 管理捕獲

#### ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした捕獲状況

県猟友会への委託による管理捕獲 192 頭（計画 230 頭）とワイルドライフレンジャーによる管理捕獲 275 頭（計画 250 頭）を合わせて 467 頭（計画 480 頭）のシカを捕獲した。その 53%にあたる 248 頭がメスジカであった（表 I-1-1）。

#### (i) 民間事業者等への委託による管理捕獲

山北町中川の丹沢湖Bを始めとする 18 の管理ユニットで、県猟友会に業務を委託して、猟犬を用いた巻狩り（組猟）による管理捕獲を延べ 68 回実施した。その結果、192 頭（計画 230 頭）のシカを捕獲し、その 55%にあたる 105 頭がメスジカであった（表 I-1-4）。

令和元年 10 月の台風により一部林道が被災したため、一部の管理ユニットでは現場への到達が困難となり、捕獲を実施できなかった。

## (ii) ワイルドライフレンジャーを中心とした管理捕獲実施状況

6名のワイルドライフレンジャーが、捕獲困難地及び捕獲未実施地を中心に28の管理ユニットで、現地条件やシカの生息状況に応じた管理捕獲を実行した。その結果、捕獲数は、275頭（計画250頭）となり、その52%にあたる143頭はメスジカであった（表I-1-5）。

手法としては、シカ生息状況に応じて、機動性の高い忍び猟を中心にライフル銃等による中遠距離射撃や薄明薄暮の捕獲と、悪天時等の流し猟を実施した。

令和元年10月の台風により一部林道が被災したため、一部の管理ユニットでは現場への到達が困難となり、捕獲を実施できなかった。

表 I-1-4 民間事業者等への委託による管理捕獲の実施状況

保護管理区域

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		H30実績	R1実績 ( )内:メス(内数) (頭)		
			市町村	場所	現状 (頭/km <sup>2</sup> )	目標 (頭/km <sup>2</sup> )		内訳		
世附川	世附川A	生息環境管理	山北町世附	土沢周辺	8.0	5	3	4	-	-
	世附川D	生息環境管理	山北町世附	大又ダム、法行沢周辺	12.6	5			4	(1)
中川川上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～箒沢・西沢右岸	5.1	5	21	20	17	(6)
	中川川上流B	自然植生回復	山北町中川	白石沢周辺	5.6	0-5			3	(0)
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、世附	丹沢湖北西部	17.4	5	32	76	45	(19)
	丹沢湖C	生息環境管理	山北町玄倉	大杉山東面	24.1	5			27	(22)
	丹沢湖D	被害防除対策	山北町玄倉	丹沢湖南東部	80.0	-			4	(2)
丹沢中央	丹沢中央A	自然植生回復	山北町玄倉	仲の沢周辺	5.1	0-5	0	0	-	-
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東	3.4	5	22	29	20	(8)
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺	4.7	5			7	(5)
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、三廻部	勘七沢・ミスヒ沢周辺	6.7	5			1	(1)
	丹沢南麓E	生息環境管理	秦野市堀山下	四十八瀬川周辺	6.7	5			1	(0)
中津川	中津川B	自然植生回復	清川村宮ヶ瀬	堂平・塩水、本谷林道周辺	7.9	0-5	13	21	1	(1)
	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢唐沢林道周辺	-	0-5			-	-
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	岳ノ台周辺	5.5~12.1	5			20	(11)
大山・秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺	12.0	5	5	6	6	(3)
	大山・秦野B	生息環境管理	秦野市菩提、寺山	牛首周辺	0.0~12.0	5			-	-
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面	2.0	5	22	30	17	(10)
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周辺	7.5	-			10	(8)
	清川C	被害防除対策	清川村煤ヶ谷	谷太郎林道周辺	9.8~21.6	-			3	(2)
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部	8.1	5	2	5	5	(5)
松田町	松田町	被害防除対策	松田町寄	高松山	4.7	-	0	1	1	(1)
山北町	山北町	被害防除対策	山北町皆瀬川	八丁神縄林道周辺	13.4	-	0	-	-	-
合計							120	192	192	(105)

定着防止区域

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		H30実績	R1実績 ( )内:メス(内数) (頭)		
			市町村	場所	現状 (頭/km <sup>2</sup> )	目標 (頭/km <sup>2</sup> )		内訳		
箱根町	箱根	定着防止	箱根町宮城野	宮城野林道	1.5	-	5	0	0	(0)
南足柄市	南足柄	定着防止	南足柄市矢倉沢	明神ヶ岳稜線金時山寄り	4.0	-	10	1	1	(0)
合計							15	1	1	(0)

注) 生息環境管理エリアの森林整備地の生息密度目標値は8頭/km<sup>2</sup>。

注)生息密度は、令和元年度に調査を実施していないユニットは直近の値を記載した。

表 I-1-5 ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲実施状況

保護管理区域			
管理ユニット	捕獲数(メス)	主な捕獲地	主な捕獲手法
世附川A	27 (10)	切通峠、山伏峠、大榎ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大榎沢	忍び猟、流し猟
世附川B	1 (1)	菰釣山、大榎ノ頭、金山沢	忍び猟
世附川C	12 (6)	菰釣山、大榎、大界木山、上ヶ尾山、モロクボ沢ノ頭	忍び猟
中川川上流A	3 (2)	蛙ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流B	13 (5)	シャガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流C	11 (4)	熊笹ノ峰、小笄、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢	忍び猟、流し猟
丹沢湖B	7 (3)	浅瀬、世附権現山	忍び猟、追い出し猟
丹沢中央A	5 (1)	同角ノ頭、石棚山	忍び猟
丹沢中央B	15 (5)	檜洞丸、同角ノ頭、白ヶ岳、経角沢、ユースン沢	忍び猟(遠距離射撃)
丹沢中央D	45 (25)	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢	忍び猟(遠距離射撃)、追い出し猟
神ノ川D	3 (3)	大室山	忍び猟
神ノ川E	3 (2)	檜洞丸、熊笹ノ峰、ヤタ尾根、大笄、神ノ川乗越	忍び猟
丹沢南麓A	12 (6)	ブッシュ平、秦野峠、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓B	2 (1)	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓C	3 (3)	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越	忍び猟
丹沢南麓D	11 (10)	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根	忍び猟
丹沢南麓E	1 (0)	柵山、稲郷、三廻部林道、上秦野林道	忍び猟、流し猟
早戸川D	20 (8)	蛭ヶ岳、地獄平	忍び猟
中津川B	13 (8)	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢	忍び猟
中津川C	15 (6)	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞	忍び猟、流し猟
中津川D	20 (11)	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢	忍び猟、流し猟
中津川E	5 (3)	大山、ミズヒノ頭、一ノ沢峠、唐沢林道	忍び猟、流し猟
大山・秦野A	19 (15)	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根	忍び猟
大山・秦野B	7 (3)	三ノ塔、菩薩峠、イタツミ尾根	忍び猟、流し猟
大山・秦野C	0 (0)	大山	忍び猟
山北	2 (2)	秦野峠林道	忍び猟、流し猟
合計	275 (143)		R1計画数 250頭

定着防止区域			
管理ユニット	捕獲数(メス)	主な捕獲地	主な捕獲手法
箱根	0 (0)	宮城野林道上	忍び猟、流し猟
南足柄	6 (6)	桧山林道	忍び猟
合計	6 (6)		



(iii) 令和元年度に実施した重点的な取組

a 安全対策の徹底

平成25年度に生じた委託による管理捕獲における従事者の滑落死亡事故以降、管理捕獲実施前にその実施箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、注意喚起、安全対策を徹底した。

また、台風による林道の被災状況等について、県自然環境保全センターと県猟友会で情報の収集と共有に努めた。

b 捕獲困難地等での捕獲

急峻な地形やアプローチの遠さから管理捕獲の実施が非常に困難な山稜部などでのワイルドライフレンジャー等による捕獲を継続した。

こうした捕獲困難地をレンジャー捕獲の重点地域として実施方法の検討を進め、高標高の山稜部での遠距離射撃や、これまで捕獲が実施されていなかった中標高の捕獲空白域での忍び猟を、継続的に実施した。

c 地元狩猟関係者等との連携

市町村による管理捕獲や狩猟による捕獲圧と比較して捕獲圧が十分ではないと考えられる猟区について、猟区管理者と調整し、猟区内において管理捕獲を試験的に実施している。令和元年度は、地元狩猟者を主体とした、猟犬を用いた巻狩りによる管理捕獲を6回実施した。

d 生息密度が低下した状態でのシカ捕獲手法の実施

目撃頭数が低下している箇所が生じてきていることから、県猟友会捕獲の年間計画や実施箇所を見直すとともに、レンジャー捕獲では、高標高域での遠距離射撃などの手法による捕獲を進めた。

イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲の実施状況

被害防除対策エリアを中心に、市町村等が農林業被害の状況に応じて、銃やわなによる管理捕獲を実施し、8市町村で合計1,401頭（計画1,685頭）のシカを捕獲した。県央地域、湘南地域での捕獲頭数は、ほぼ横ばいで推移している。県西地域での捕獲頭数は、山北町、松田町で捕獲奨励金を導入しており、前年度に引き続き高い捕獲数で推移しており、特に山北町で増加が著しい。（表I-1-6、図I-1-2）。

各市町村の取組により、防護柵の開口部や銃器が使用できない場所でのわな捕獲等が推進された（表I-1-7）。

表 I-1-6 被害軽減目的の管理捕獲の推移 (単位: 頭)

地域等区分 市町村名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	県央地域	365	340	343	395	455	419	401
相模原市 (津久井地域)	100	92	74	120	160	160	155	121
厚木市	144	116	125	130	131	117	130	130
愛川町	23	32	44	45	44	38	33	29
清川村	98	100	100	100	120	104	83	111
湘南地域	280	353	212	217	282	176	155	194
秦野市	218	257	138	146	204	131	98	119
伊勢原市	62	96	74	71	78	45	57	75
県西地域	189	194	243	216	655	753	718	817
松田町	45	58	45	27	37	129	111	114
山北町	144	136	198	189	618	624	607	703
計	834	887	798	828	1,392	1,348	1,274	1,402

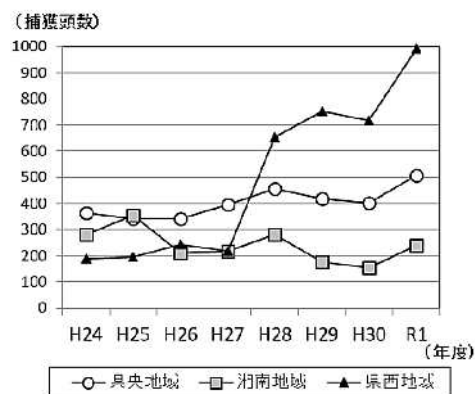


図 I-1-2 被害軽減目的の管理捕獲の推移

表 I-1-7 各市町村における状況

地域	市町村	特徴的な状況
県央	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟期間以外は、管理捕獲を定期的実施 (銃器及びわな捕獲)</li> <li>国有林 (仙洞寺山・茨菰山・小倉山) 内での管理捕獲を実施 (銃器捕獲)</li> <li>人家周辺や道路上での目撃情報が多発している。</li> </ul>
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の開口部でのわな捕獲を推進し、捕獲数が増加した。</li> <li>捕獲奨励金を活用したわな捕獲を実施</li> </ul>
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃器を使用できない場所では、猟友会と協力し、町職員によるくくりわなでの捕獲を実施し、柔軟な捕獲体制を整えた。</li> <li>民家付近への出没が増加しており、生息域の変化が懸念される。</li> <li>厚木土木事務所による県立あいかわ公園内でのわな捕獲を支援した。</li> <li>河川での追い払いは、実施しなかったが、被害が発生しないよう引き続き注意する。</li> </ul>
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のわな捕獲希望者が増加しており、実施方法の検討が必要。</li> <li>夏季は、気温が高く猟犬を用いた捕獲が難しく、銃器捕獲が進まない。</li> <li>捕獲場所や誘引餌を変えるなどし、昨年と比較し、箱わなによる捕獲数に増加が見られた。</li> </ul>

地域	市町村	特徴的な状況
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域柵開口部周辺でのカメラを用いた調査を実施し、利用状況等実態把握に努めた。</li> <li>・銃器駆除が実施できない住宅地周辺の公園等の緑地内等に住み着いたシカのわなによる管理捕獲を推進</li> <li>・新東名高速道路建設での竹林等の伐採が進み、鳥獣の行動域に変化が見られた。</li> </ul>
	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵の維持管理や防護柵の設置によりシカの行動経路が読みやすくなり、わなによる捕獲数が増加した。</li> </ul>
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲奨励金を活用した捕獲の継続</li> <li>・農家によるわなの見回りにより猟友会との協力体制を構築</li> </ul>
	山北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲奨励金制度を活用した捕獲により強い捕獲圧を継続</li> <li>・被害の多い時期に集中的に捕獲を実施</li> <li>・シカが南下及び山麓に下りている傾向がある。</li> <li>・既存の植生保護柵を利用した囲いわなによる捕獲を試行した。</li> </ul>

#### ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲の実施状況

農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地等の情報を基に市町村が実施した。

近年の傾向として、県央地域（相模原市緑区（藤野、相模湖、城山地区））と県西地域での捕獲数が増加しており、特に県西地域における小田原市の増加が大きい（表 I-1-8、図 I-1-3）。

また、シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の山稜部では、県管理森林にて県猟友会への委託とワイルドライフレンジャーによる県の管理捕獲を実施した。委託による管理捕獲では、箱根町（1回）及び南足柄市（1回）において実施し、1頭（計画20頭）のシカを捕獲した。ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲では、6頭のシカを捕獲した（表 I-1-4, 5）。令和元年10月の台風により林道が被災したため、現場への到達が困難となり、10月以降は捕獲を実施できなかった。

表 I-1-8 定着防止目的の管理捕獲の推移 (単位: 頭)

地域等区分	市町村名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
		県央地域	47	38	37	41	53	80	100
相模原市緑区 (藤野、相模湖、城山地区)	47	38	37	41	53	80	100	110	
湘南地域		2	2	1	1	2	5	5	6
平塚市	0	1	0	0	2	2	5	2	
大磯町	2	1	1	1	0	2	0	2	
二宮町	0	0	0	0	0	1	0	2	
県西地域		21	34	72	69	100	152	214	296
小田原市	0	2	6	11	23	22	59	112	
南足柄市	4	12	22	16	24	42	32	56	
中井町	0	0	4	1	0	12	10	3	
大井町	7	7	18	22	25	33	40	54	
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	
箱根町	10	13	22	18	25	28	56	37	
真鶴町	0	0	0	0	3	0	1	4	
湯河原町	0	0	0	1	0	15	16	30	
計		70	74	110	111	155	237	319	412

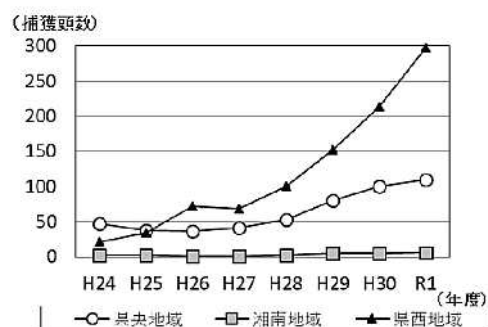


図 I-1-3 定着防止目的の管理捕獲の推移

注) 県実施の捕獲は含まない。

表 I-1-9 各市町村における状況

地域	市町村	特徴的な状況
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有林 (小倉山、谷山) 内での管理捕獲を実施 (銃器捕獲)</li> <li>相模川北の地域における目撃や出没が増えている。</li> </ul>
湘南	平塚市	目撃情報などから生息数増加傾向。生活・農業被害が懸念される。
	大磯町	被害報告が少ないが、多くの地点で自動撮影カメラでの撮影がされ、痕跡も多数見受けられることから、被害や生息域の拡大が懸念される。
	二宮町	イノシシによる被害かシカによる被害かの区別困難
県西	小田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>久野の林地・農地やゴルフ場でわな捕獲を実施</li> <li>山間部でのわな捕獲について見回りの負担等の課題がある。</li> <li>NPOによるくくりわな捕獲により捕獲数が大幅に増大</li> </ul>
	南足柄市	防護柵の開口部でのわな捕獲を推進したが、昨年比は減少傾向
	大井町	<ul style="list-style-type: none"> <li>わなを積極的に設置し、捕獲数が増加している。</li> <li>銃器による捕獲が進んでおらず、シカの定着数増加が懸念される。</li> <li>捕獲奨励金を活用した捕獲を実施した。</li> </ul>
	中井町	イノシシの有害捕獲に合わせてシカの管理捕獲を実施

地域	市町村	特徴的な状況
県西	箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員によるくくりわなでの捕獲を実施。</li> <li>・町内で目撃情報が相次いでおり、シカの生息数増加が懸念される。</li> </ul>
	真鶴町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシの有害捕獲に合わせ、シカの管理捕獲を実施</li> </ul>
	湯河原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲数が増加しており生息数の増加が懸念される。</li> </ul>

#### エ 国有林職員を対象にした有害鳥獣捕獲（わな）研修の実施

国有林としてシカの増加に伴う森林被害への対策は喫緊の課題であり、国有林野内におけるシカの個体数調整をより一層推進する必要があることから、平成30年度に第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の有害捕獲の従事者の対象に国有林野関係職員（森林管理署長等が捕獲従事者として選任した者）を追加した。また、令和元年度にその従事者を養成することを目的に東京神奈川森林管理署及び高尾森林ふれあい推進センターの職員を対象に県猟友会、関東森林管理局、県自然環境保全課を講師としたわなの設置に関する法令、実技の研修を実施した。

#### （4）[農林業被害防止]を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施状況

農林業被害防止を目的にシカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲を実施し、中井町、愛川町、伊勢原市、松田町、山北町において計 21 頭が捕獲された。

(5) 狩猟

ア 狩猟の実施状況

令和元年度における狩猟による捕獲数は、746頭（前年度627頭）で前年度より増加した（図 I-1-4）。各猟区での捕獲数は、世附地域を除き増加しており、猟区入猟者数についてはほぼ前年度並みで推移している。

図 I-1-4 狩猟における捕獲数の推移

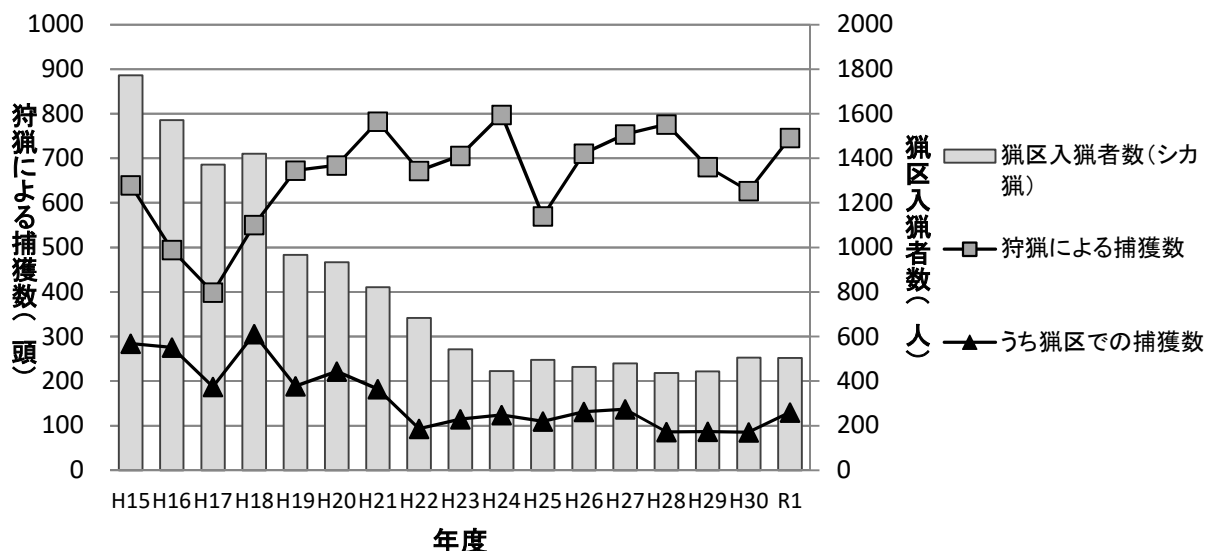


表 I-1-10 猟区におけるシカの入猟者と捕獲頭数等の推移（単位：人、頭）

市町村	猟区名	項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相模原市	鳥屋	開猟日数	32	32	32	31	32	32	32	32	32
		入猟者数	123	67	93	81	109	74	61	118	131
		捕獲頭数	24	19	14	16	22	21	14	17	35
清川村	清川村	開猟日数	20	20	22	22	22	20	22	21	22
		入猟者数	360	299	314	345	316	310	321	332	276
		捕獲頭数	64	77	58	81	81	44	49	45	61
山北町	三保	開猟日数	34	25	27	28	28	29	28	27	28
		入猟者数	60	54	32	28	43	26	42	31	53
		捕獲頭数	27	13	15	29	31	14	17	15	29
	世附	開猟日数	0	25	27	28	28	29	28	25	28
		入猟者数	0	25	56	10	12	26	20	25	44
		捕獲頭数	0	15	23	5	3	7	7	8	5
計	開猟日数	86	102	108	109	110	110	110	105	110	
	入猟者数	543	445	495	464	480	436	444	506	504	
	捕獲頭数	115	124	110	131	137	86	87	85	130	

イ 捕獲の担い手の状況

(i) 狩猟者数等

a 狩猟免許所持者数

令和元年度の狩猟免許所持者数は、4,321名（前年度4,116名）で、その内訳は、第一種銃猟3,278名（同3,172名）、第二種銃猟30名（同30名）、わな猟2,199名（1,984名）、網猟239名（227名）となった（図 I-1-5）。

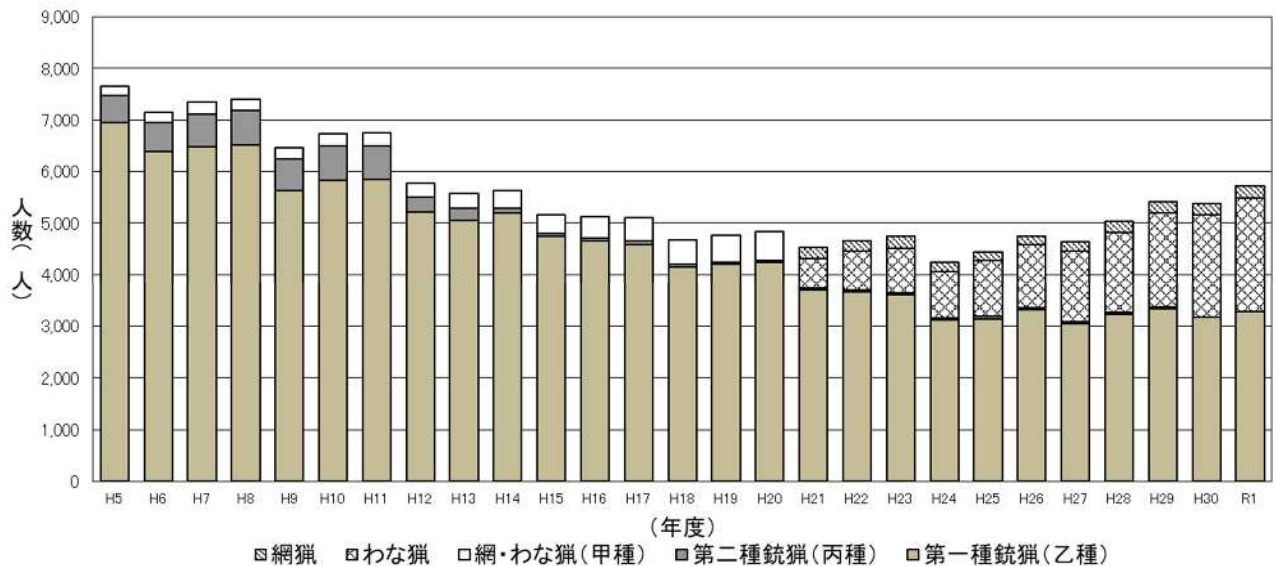


図 I-1-5 各種狩猟免許別所持者数の合計の推移

注) 複数の種類の免許を所持する者がいるため、免許所持者数と各種の免許所持者数の合計数とは一致しない。

### b 狩猟者登録者数

狩猟者登録者数については、平成27年度から上昇傾向となっており、令和元年度も登録者数が前年比増加となった(表 I-1-11)。

表 I-1-11 狩猟者登録者数の推移 (単位: 人)

種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(前年増減)
網猟	6	7	6	5	3	4	3	2	7	13	13	(+0)
わな猟	162	172	165	173	186	192	231	254	290	335	387	(+52)
第一種銃猟	1,740	1,620	1,524	1,428	1,338	1,307	1,367	1,379	1,394	1,414	1,421	(+7)
第二種銃猟	83	69	71	74	81	98	98	101	100	97	90	(-7)
合計	1,991	1,868	1,766	1,680	1,608	1,601	1,699	1,736	1,791	1,859	1,911	(+52)

### c 狩猟免許試験合格者数

狩猟免許試験合格者数は平成25年度以降、増加傾向にあり、平成30年度に一旦減少したものの、令和元年度は再び増加した(表 I-1-12)。

表 I-1-12 狩猟免許試験合格者数の推移 (単位: 人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
網猟	21	9	10	11	16	13	17	42	25	25	30
わな猟	95	168	121	121	246	165	252	294	335	294	349
第一種銃猟	103	68	66	106	153	255	248	266	273	223	267
第二種銃猟	0	6	5	4	10	4	5	2	2	1	6
合計	219	251	202	242	425	437	522	604	635	543	652

## (ii) 担い手育成の取組

### a かながわハンター塾 2ndステージの開催

捕獲の担い手を確保することを目的として、平成26年度から平成28年度までベテランハンターによる射撃実演などによる「かながわハンター塾」を県主催で開催してきたが、平成29年度からは、より実践的な内容にした「かながわハンター塾 2ndステージ」を開催している。令和元年度は台風19号の影響により、開催が中止となった。

#### **b 猟区における取組**

##### **○山北町三保猟区**

狩猟免許を取った初心者でも参加可能な大物猟の実技研修会を令和2年1～3月に4回開催した。53名の参加者があり、猟犬による獣類の追い出し猟、捕獲した獣類の解体実習を行った。

##### **○清川村清川村猟区**

狩猟経験の浅い者を対象に、組猟による巻狩りの参加、捕獲した獣類の解体体験を内容とする新人ハンター研修会を令和元年12月に行った。6名の参加者があり、研修後に行われた猟区での組猟にも受講者が参加できるよう調整し、猟区の利用促進を図った。

#### **(6) 鳥獣被害対策実施隊の状況**

鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が被害防止計画に基づいた捕獲等を行うために設置する鳥獣被害対策実施隊（実施隊）が令和元年度3月末時点で計17市町で設置されており、隊員数436名となった。

実施隊設置済市町：平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、二宮町、大磯町

#### **(7) 鳥獣捕獲等事業者の認定状況（令和2年3月31日時点）**

平成27年5月に施行された鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が新たに導入され、本県においては、5法人となっている。



## 2 生息環境整備

生息環境管理エリア（保護管理区域）を中心に、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、林床植生の回復を図るため、間伐、枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った（表 I-2-2）。また、森林整備とシカ捕獲の計画やその実施状況、シカの生息状況や植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、森林整備で設置したモノレールをワイルドライフレンジャーによる捕獲にも使用するなど森林整備とシカの個体数調整との連携に努めた。

表 I-2-1 保護管理区域、定着防止区域で県が実施した森林整備

区域	大流域名	森林整備面積 (ha)			
		水源の森林づくり (県確保分)	県営林 整備	承継分収林整備	計
保護管理 区域	丹沢南麓		8.26	20.70	28.96
	早戸川			18.94	18.94
	中津川		16.84		16.84
	大山・秦野			29.14	29.14
	丹沢湖			20.89	20.89
	世附川			6.02	6.02
小計			25.10	95.69	120.79
定着防止 区域	相模原市			25.11	25.11
	小田原市		36.21	30.21	66.42
	箱根町		19.33		19.33
	南足柄市			32.73	32.73
	湯河原町			17.33	17.33
小計			55.54	105.38	160.92
計		907.99	80.64	201.07	1189.70

※水源の森林づくりについては位置情報が未集計のため実施面積のみ計上

表 I-2-2 保護管理区域、定着防止区域で県が実施した植生保護柵設置

区域	大流域名	植生保護柵延長 (m)			
		水源の森林づくり (県確保分)	県営林 整備	自然公園整備	計
保護管理 区域	中川川上流			677	677
	神ノ川			1,761	1,761
	丹沢南麓		275		275
	中津川		1,103		1,103
	伊勢原		479		479
小計			1,857	2,438	4,295
定着防止 区域	小田原市		1,718		1,718
	箱根町		429		429
小計			2,147		2,147
合計		3,772	4,004	2,438	10,214

※水源の森林づくりについては位置情報が未集計のため実施延長のみ計上

### 3 被害防除対策等

#### (1) 被害防除対策

各市町村において、鳥獣を人里に引き寄せないよう農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去、簡易防護柵等の設置や補修、鳥獣の隠れ家となるような藪の刈り払い、猟友会と連携した巡視等の取組を行った（表 I-3-1、表 I-3-2）。

表 I-3-1 保護管理区域において市町村が実施した主な取組

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期収穫や取り残し農作物の除去について農業者へ啓発し、集落環境の改善が行われた。</li> <li>防護柵破損箇所補修</li> <li>簡易防護柵新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵を設置した箇所では、農業被害が軽減した。</li> <li>広域獣害防止柵開口部からの侵入による被害が発生している。</li> <li>被害報告の提出が少なく正確な被害状況の把握ができない。</li> </ul>
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置に対する補助事業の継続</li> <li>早期収穫や取り残し農作物の除去を農協機関誌で啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置の補助により被害を軽減した。一方、未設置個所での被害が継続している。</li> <li>林縁部の畑や住宅の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。</li> </ul>
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域獣害防止柵の維持補修、柵周辺の除草作業等を実施し、被害防除対策を推進した。</li> <li>一部の地域で集落環境調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域獣害防止柵の適正管理によりシカの行動範囲を制限できた。</li> <li>田への電気柵の設置により水稻の被害を抑えることができ、電気柵の効果を農業者へ周知もでき、設置促進が図れた。</li> <li>被害報告が少なく、被害の実態把握が困難である。</li> </ul>
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域獣害防止柵の維持補修</li> <li>電気柵、防護ネット等への補助制度の周知も行い、電気柵：4件、防護ネット等：2件の補助を実施（1月末時点）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域広域獣害防止柵の破損箇所からの侵入</li> <li>自家用農作物の被害が増加傾向にある。</li> <li>一部の森林整備箇所において下層植生の回復が進んでいる。</li> </ul>
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域獣害防止柵の点検補修</li> <li>里山保全ボランティアによる里山整備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道や沢等の広域獣害防止柵開口部からの侵入が継続して見られるため、引き続き開口部における対策を講じる必要</li> <li>地域の生産者ら自身による自主的な防除対策を図るような意識改革が必要</li> <li>荒廃農地等を住处にしており、捕獲のみでは一定期間すると再び侵入されるため、継続的な捕獲と集落環境整備が必要</li> </ul>

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
湘南	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の協議会が広域獣害防止柵維持管理（点検、修繕）を年数回実施。</li> <li>農地周囲へ防止柵を設置</li> <li>農地への防護柵を4か所、約1,140mの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の設置箇所、緩衝帯整備の実施箇所については、農作物被害が減少</li> <li>野菜残さ、放棄果樹、田んぼのヒコバエ等がシカの誘引物となっており、対策が課題</li> </ul>
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域獣害防止柵の自主管理により農地侵入を防除</li> <li>材料費補助による小区画防護柵の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小区画防護柵の材料費補助制度推進により自主防除の意識が向上</li> <li>防護柵の管理並びに農道、沢等の開口部の対策が課題</li> <li>広域柵の破損による修理費の負担増</li> <li>被害届提出の呼びかけを行い、提出件数が増加したが、依然、実態を反映するには件数が少ない。</li> </ul>
	山北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部地区の広域獣害防護柵の新設継続</li> <li>町単独補助事業により簡易ネット、私設柵設置を促進</li> <li>農家等から被害報告を受ける際など私設柵設置を周知した。</li> <li>広域柵によりシカの侵入ルートが限定されの内への侵入頻度が減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私設柵等の補修管理の徹底が必要</li> </ul>

表 I-3-2 定着防止区域において市町村が実施した取組

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
県央	相模原市緑区 (城山地区) (相模湖地区) (藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期収穫や取り残し農作物の除去を啓発</li> <li>防護柵破損箇所の補修</li> <li>簡易防護柵新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵を設置した箇所では、農業被害が軽減した。</li> <li>被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができない。</li> </ul>
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の棲みつかない環境の整備に努めた。(講習会の開催、緩衝帯の整備)</li> <li>個別の農地で行う防護柵や電気柵の設置に対して補助を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家による自主防除の取組及び地域ぐるみの取組の拡大が必要</li> <li>耕作放棄地の解消や緩衝帯の設置を今後も推進していく必要がある。</li> </ul>
	大磯町	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作者による農地周辺への被害防除柵の設置</li> <li>地域ぐるみの対策を促進する取組を実施</li> <li>外部講師と県支援センターによる講習会の実施</li> <li>電気柵のモデル圃場の設置</li> <li>対策方法の普及資料の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカ対策用の被害防除柵を設置した圃場では農作物被害が軽減した。</li> <li>正しい防除の知識が十分に普及しておらず、不適切な被害防除対策が混在している。</li> <li>新規就農者等による遊休農地の活用が進んだ。</li> </ul>

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
湘南	二宮町	・防護柵等の購入費の一部を補助	(特になし)
県西	小田原市	・一部地域では農家が自身の農地に侵入防止柵を設置	・防護柵設置箇所では、シカの侵入が軽減した。
	南足柄市	・防護柵を設置	・防護柵を設置した箇所では農作物被害が軽減した。
	中井町	・農業者等に目撃情報の提供をするよう周知	(特になし)
	大井町	・防護柵設置に対し補助	・防護柵を設置した箇所で被害が軽減
	開成町	・目撃情報等の収集に努める	・町内では被害等の発生はない。
	箱根町	・猟友会箱根支部と町職員により、生息の痕跡等の調査を実施	・捕獲を実施したゴルフ場ではコース芝の破損被害が減少した。
	湯河原町	・農業者、狩猟者等に対し、目撃があった場合には情報提供してもらうよう周知	・目立った農作物被害はないが、捕獲数が増加しており、生息数の増加が懸念される。

## (2) 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

かながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）は、集落環境整備、被害防除対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を広げていくため、市町村、県農業技術センター、農協等と連携し効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っている。令和元年度は、対象鳥獣にシカが含まれる地域では、新たに4地域で立ち上げ支援を行っており、平成29年度立ち上げ支援を行った平塚市はその取り組みに広がりが見られた（表I-3-3）。

表 I-3-3 かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組内容

取組箇所	主な内容
(R元年度新規) 相模原市緑区 鳥屋（とや）地区	特産品としての津久井在来大豆の採種地域であり、多様な鳥獣種による被害から防護するための緊急的な対応が必要である。 集落環境調査を行い、勉強会で結果の周知と併せて対策の提案を行った。支援センターの助言のもと、農業技術センターが電気柵の展示ほを設置した。
(R元年度新規) 清川村 金翅（こんじ）地区	山とゴルフ場に囲まれた地域で、複数獣種による被害が生じている。家庭菜園への生活被害も懸念される。猟友会による捕獲以外の対策が進んでいない。 集落環境調査を行い、勉強会で結果の周知と併せて対策の提案を行うことで、地域住民主体の環境整備を実施した。
(R元年度新規) 秦野市 平沢小原地区	住宅街に近接した地域で、野菜や果樹が栽培されている。近年、イノシシによる被害が急速に始り、ラッカセイやサツマイモを中心とした農作物被害や、近隣の通学路への出没等の生活被害が起きている。集落環境調査を行い、勉強会で結果の周知と対策の提案を行い、今年度の対策として囲いわなの設置を行った。

<p>(R 元年度新規) 小田原市 上曾我、曾我大沢 地区</p>	<p>果樹園を中心とした地域でイノシシの被害が多く、捕獲以外の取組みがなされておらず捕獲頭数が増加傾向である。隣接地域からのシカの流入も少しずつ認められている。 集落環境調査を行い、勉強会で結果の周知と併せて対策を提案した。令和元年度の対策として、防護柵を設置した。</p>
<p>(H29年度支援) 平塚市 土沢地区</p>	<p>西部丘陵地帯の農業が非常に盛んな地区で被害が増加傾向にある。近隣住宅地での目撃情報も多数あり、生活被害も懸念されている。 広域防護柵を平成 29 年以降 3 カ年連続して交付金により設置し、近隣地域での捕獲が容易となる等広域的な行動が明確となった。より広域の環境調査を実施して対策を提案しており、農地の防除と見回りの体制を構築し、効率よく捕獲できるよう支援した。</p>

### (3) 富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業

箱根地域でのシカの生息密度の増加により、今後、踏み荒らし・採食圧の高まり等の影響が懸念され、特に貴重な湿原植物のある仙石原湿原については、影響を受けやすく、その保全は急務であることから、農林水産省と環境省は、平成 29 年 10 月に数値目標等の設定及び仙石原湿原におけるシカの影響の完全排除を目指すとする「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業計画」を策定し、同計画に基づき、仙石原湿原への植生保護柵の設置に着手した。

また平成 31 年 4 月には、同計画の目標達成に向けて、環境省、神奈川県及び箱根町の連携・協力体制を強化するとともに、各事業の計画的かつ着実な実施を推進するため「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業ニホンジカ管理実施計画」が策定され、令和 2 年 3 月には、同計画の実施状況等を関係者間で共有し、効果的な連携・協力を図るため検討会が実施された。

### (4) 隣接都県等との連携

箱根地域の静岡県側においてもシカの生息密度の増加による生態系への深刻な影響が懸念されていることから、関係機関（環境省、林野庁、静岡県、神奈川県）で情報を共有の上、連携して対策に取り組み、箱根地域のニホンジカの生息密度を適正にすることを目的に「箱根地域ニホンジカ対策ワーキングチーム」が設置され、情報交換、意見交換が行われた。

### (5) 普及啓発

令和元年 10 月 16 日から 12 月 26 日に県自然環境保全センターにおいて人とニホンジカの共生のため、森を守るためにどうすればよいのか、県の取り組みを紹介する企画展「ニホンジカのこと、もっと知ってください」が開催された。

## 4 モニタリング調査結果

### (1) 生息状況等調査

事業の効果検証や計画見直しに必要なシカの生息状況に関する基礎的なデータを得るため、区画法による生息密度調査、糞塊密度調査を実施した。

#### ア 区画法による生息密度調査

シカの生息状況と捕獲等の効果を把握するため、令和元年度は、30箇所にて区画法による生息密度調査を実施した。第4次計画において、県では生息密度の暫定目標として、自然植生回復エリアは区画法による生息密度が0～5頭/km<sup>2</sup>、生息環境管理エリアは区画法による生息密度が8頭/km<sup>2</sup>程度（自然林については5頭/km<sup>2</sup>以下）と設定している。

生息密度が最も高かったのは、大野山（80.0頭/km<sup>2</sup>）であった。次いで、丹沢湖北東岸（23.9～24.4頭/km<sup>2</sup>）、別所温泉（21.6頭/km<sup>2</sup>）、丹沢湖（17.4頭/km<sup>2</sup>）、八丁（13.4頭/km<sup>2</sup>）の順で高かった。生息密度が5頭/km<sup>2</sup>未満となったのは、寄、虫沢、内山、東沢、牧野、大室山下、宮城野、青根であった。

大流域単位で最も生息密度が高かったのは丹沢湖大流域であった。特に、大野山では、周辺地域において市町村による捕獲が行われているが、生息密度が高い状態が続いている。一方、すべての調査区で5頭/km<sup>2</sup>を下回ったのは神ノ川大流域であった。

なお、令和元年10月の台風により一部林道が被災したため、一部の調査地では現場への到達が困難となり、調査を中止した。

表 I-4-1 区画法による生息密度調査結果

大流域名	管理 ユニット	調査地名	エリア指定	調査 面積 (km <sup>2</sup> )	推定生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )																	
					H12-13	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
世附川	A	切通峠	生息環境管理	1.12	+	-	1.4	-	-	7.1	-	3.6	-	-	20.1	-	26.8	17.0	-	12.9	8.0	
	B	菰釣林道	生息環境管理	1.56	-	-	-	2.6	-	-	-	2.6	-	-	6.4	-	6.7	-	3.8	5.1	-	
	C	菰釣山	生息環境管理	1.33	2.3	-	1.5	-	-	-	4.5	-	0.8	-	-	3.0	-	25.9	9.4	9.8	-	
	D	大又沢	生息環境管理	1.75	0.6	-	2.9	-	-	-	5.2	-	4.9	-	-	18.0	-	6.0	4.3	7.7	12.6	
	E	浅瀬	生息環境管理	1.63	-	-	-	11.7	-	-	-	7.4	-	-	10.1	-	11.0	-	5.2	6.1	10.4	
中川川上流	A	霽沢	生息環境管理	1.76	-	-	-	20.2	23.0	32.4	27.9	9.7	7.4	11.4	3.4	10.8	4.6	7.1	9.9	6.8	15.3	5.1
	B	白石沢	自然植生回復	1.18	3.5	4.3	3.9	-	26.4	24.8	16.1	10.7	10.6	5.0	6.2	14.0	3.3	9.8	17.1	19.2	5.6	-
	C	東沢	自然植生回復	2.09	21.9	12.5	14.6	12.9	28.7	24.6	14.8	13.4	5.0	12.4	11.0	5.7	6.5	10.0	5.3	4.3	10.8	2.9
丹沢湖	A	丹沢湖南西岸	被害防除対策	1.95	-	-	-	0.5	-	-	-	11.3	-	-	-	-	3.8	-	-	10.8	8.5	-
	B	丹沢湖	生息環境管理	1.78	58.5	69.9	74.7	93.0	59.0	95.5	19.6	18.0	5.3	26.4	16.3	9.3	4.5	16.0	12.1	12.9	28.9	17.4
	C	丹沢湖北東岸	生息環境管理	2.01	-	-	20.9	-	-	-	47.3	-	67.7	-	-	37.8	46.3	29.9	20.6	-	26.6	24.1
	D	大野山	被害防除対策	1.5	0.7	-	10.0	-	-	+	-	22.0	-	27.3	-	9.0	-	63.7	60.7	54.7	51.3	80.0
神ノ川	A	荒井	生息環境管理	1.94	-	-	-	+	-	-	+	-	0.5	-	1.0	-	1.5	-	-	0.5	-	-
	B	青根	生息環境管理	1.44	+	-	2.8	-	-	-	1.4	-	+	-	+	-	0.7	-	4.9	-	0.0	0.7
	D, E	大室山下	生息環境管理 自然植生回復	1.45	+	+	4.1	4.5	2.8	-	+	-	1.4	-	+	-	0.7	-	-	4.1	1.4	1.7
丹沢中央	A	仲ノ沢	自然植生回復	1.36	-	16.2	9.5	11.8	10.3	5.9	13.2	8.8	2.2	8.1	9.9	5.9	-	5.1	-	-	-	-
	B	檜洞丸	自然植生回復	1.06	-	-	-	23.1	-	-	27.9	-	1.9	11.8	25.0	17.9	32.1	7.5	49.1	11.8	26.9	-
	C, D	鍋割山下	生息環境管理 自然植生回復	1.94	-	-	-	5.2	-	-	-	13.9	-	22.7	3.4	-	-	4.6	-	-	-	-
	D	丹沢山	自然植生回復	2.04	57.0	39.3	53.5	34.3	49.5	33.6	29.3	60.9	31.1	32.8	16.9	27.6	41.1	29.9	11.0	18.9	-	-
	D	熊木沢	自然植生回復	1.14	27.4	17.8	19.3	24.1	13.2	18.9	17.6	18.0	-	9.2	6.6	5.7	4.8	4.4	23.7	3.7	-	-
丹沢南麓	A	玄倉北東	生息環境管理	1.41	-	-	14.9	-	-	-	32.0	-	35.1	33.8	33.1	19.9	28.8	13.1	-	23.4	19.1	11.3
	B	秦野峠	生息環境管理	1.77	18.3	39.3	38.5	48.3	34.5	14.9	37.3	19.3	8.8	10.5	20.2	12.7	9.4	21.2	10.2	10.7	3.4	-
	C	寄	生息環境管理	1.29	14.0	-	14.7	-	-	24.0	19.4	13.2	11.2	10.5	14.0	2.7	14.0	10.5	7.4	3.5	9.3	4.7
	D, E	三廻部林道	生息環境管理	1.87	-	-	19.3	-	-	4.8	25.7	25.4	9.6	29.1	3.2	14.7	7.5	2.7	1.6	3.2	0.8	6.7
早戸川	A	焼山	生息環境管理	1.56	0.8	-	2.6	-	-	-	-	+	-	-	4.5	-	4.6	-	3.2	-	0.3	-
	A	黍敷山下	生息環境管理	1.32	+	4.6	1.5	+	-	+	-	+	-	0.8	-	0.8	-	-	-	1.5	-	6.8
	C	早戸川林道	自然植生回復	2.41	-	-	-	+	-	0.8	-	3.3	-	4.1	-	4.4	-	-	2.8	-	1.5	-
中津川	A	高畑山	自然植生回復	2.04	-	-	-	+	-	0.5	-	5.1	-	-	7.1	8.3	-	1.5	-	4.7	4.2	-
	B	堂平	自然植生回復	1.2	30.0	30.5	23.1	20.8	14.2	14.2	9.9	16.5	4.2	5.8	16.5	21.9	5.0	5.8	2.5	7.5	7.9	-
	D	水沢	生息環境管理	2.14	-	-	-	-	16.4	-	-	-	10.5	11.0	-	7.0	-	19.3	-	-	-	12.1
	D	地獄沢	生息環境管理	1.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.8	-	-	5.5	-	-	-	-	-
	E	唐沢川上流	生息環境管理	1.47	-	-	-	19.0	-	-	8.9	-	6.8	-	3.7	-	7.1	5.1	4.4	3.1	-	-
大山・秦野	A, B	水無川左岸	生息環境管理 自然植生回復	1.96	-	-	-	2.6	-	-	-	-	1.5	-	17.6	-	19.1	-	7.4	4.1	11.0	12.0
	B	菩提	生息環境管理	2.16	0.5	-	+	-	-	-	-	-	1.4	-	5.6	-	3.2	-	0.9	0.0	-	-
	C	子易	生息環境管理	1.55	5.5	-	+	-	-	-	-	+	-	+	-	4.8	-	-	25.2	-	-	5.8
	D	名古屋	被害防除対策	2.24	-	-	-	+	-	-	-	0.4	-	2.7	-	12.9	-	-	17.0	-	16.1	-
清川	A	日向林道	生息環境管理	1.57	-	-	23.3	-	15.6	-	-	14.0	-	22.3	-	17.2	10.2	2.0	2.0	0.7	2.0	-
	B	七沢	被害防除対策	1.61	8.0	-	14.6	-	-	-	-	25.5	-	21.1	-	13.7	11.8	22.4	13.7	0.6	7.5	-
	C	谷太郎林道	被害防除対策	1.83	-	-	-	3.8	-	-	6.5	-	13.1	-	14.8	-	15.0	20.5	-	13.4	-	9.8
	C, D	別所温泉	被害防除対策	1.34	26.2	-	3.0	-	-	-	-	-	6.3	-	23.1	-	19.4	22.0	13.8	-	9.0	21.6
	E	法論堂林道	被害防除対策	2.01	-	-	-	40.0	18.9	-	13.1	-	13.7	11.4	-	9.5	-	-	11.4	-	17.7	11.4
宮ヶ瀬湖	A	堤川林道	生息環境管理	1.27	-	-	-	2.4	-	-	16.9	18.1	-	7.1	-	-	11.0	-	-	6.3	8.7	12.6
	B	高取山	生息環境管理	1.17	8.7	-	7.7	-	-	35.9	-	17.1	-	7.7	-	14.5	12.8	40.2	16.7	20.9	-	8.1
	C	南山	生息環境管理	2.02	-	-	-	3.0	-	-	-	+	-	+	-	6.9	-	-	7.9	4.5	-	2.5
	D	宮ヶ瀬湖西	生息環境管理	1.19	+	-	2.5	-	-	5.9	-	10.1	-	0.8	-	2.9	-	-	5.5	2.1	8.8	8.4
国定・ 自然公園 エリア外	藤野町	牧野	分布拡大防止区域	2.31	-	-	-	+	-	-	-	-	+	-	0.0	-	1.5	-	-	-	2.6	2.2
	厚木市	飯山(旧)	被害防除対策	1.43	10.6	-	+	-	-	-	-	-	+	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚木市	飯山(新)	被害防除対策	1.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.3	-	1.4	-	-	-	-	1.8	-
	愛川町	仏果山東	被害防除対策	2.23	-	-	-	+	-	-	-	-	+	-	4.0	-	-	-	-	2.0	-	6.1
	山北町	八丁	被害防除対策	1.64	4.3	-	1.8	-	-	-	-	9.8	-	11.0	-	23.2	-	21.3	18.0	-	18.9	13.4
	松田町	虫沢	被害防除対策	2.15	-	-	-	1.4	-	-	-	12.1	-	-	3.7	-	10.7	-	8.8	-	4.7	4.7
	南足柄市	内山	分布拡大防止区域	2.27	-	-	-	2.6	-	+	-	2.2	-	-	-	-	5.7	2.6	-	-	9.3	4.0
箱根町	宮城野	分布拡大防止区域	1.95	-	-	-	+	-	-	-	-	-	+	-	-	1.5	1.0	-	2.6	0.0	1.5	
合計				54箇所	91.68																	

※ 自然：自然植生回復エリア、生息：生息環境管理エリア、被害：被害防除対策エリア、定着：定着防止区域

※ 生息密度に幅があった場合は平均値で示した。+は痕跡のみ確認した区画、-は調査未実施区画を示す。

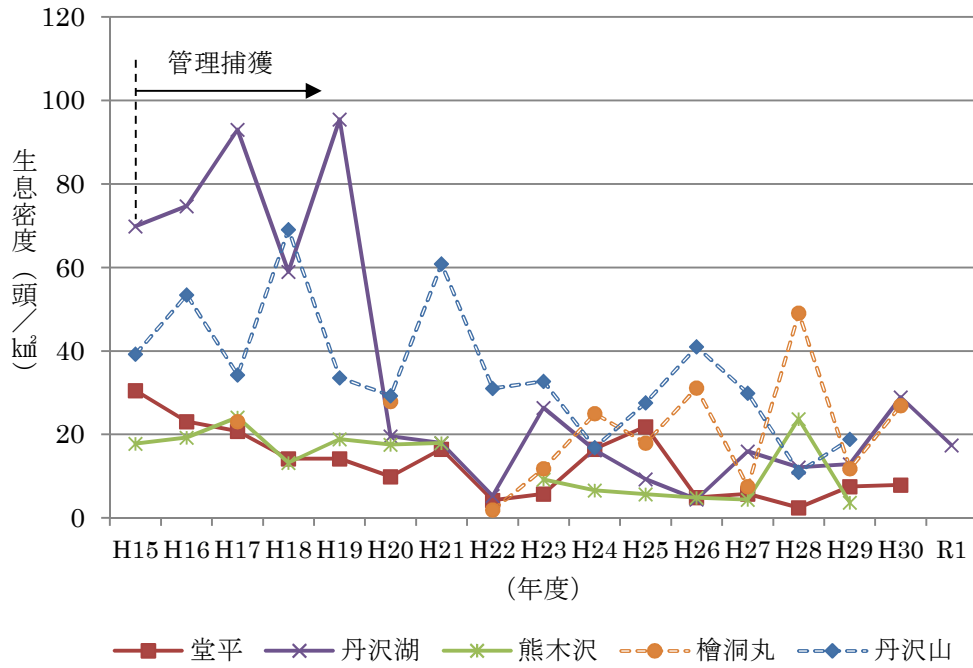


図 I-4-1 平成 15 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度

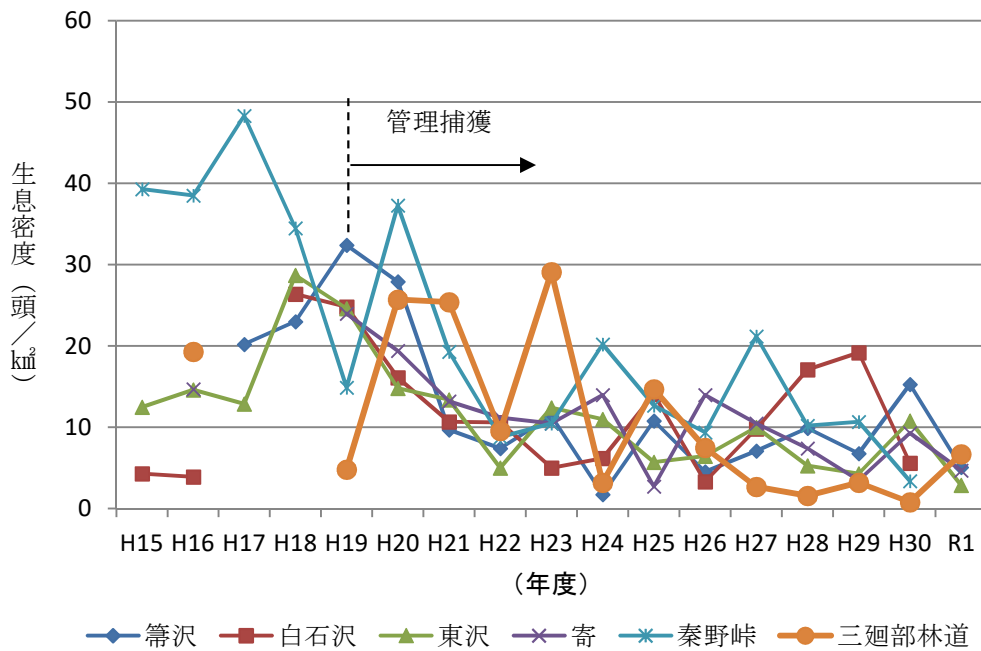


図 I-4-2 平成 19 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度 ※秦野峠を含む「丹沢南麓B」は、平成 21 年度から管理捕獲を実施



## イ 糞塊法による生息動向

シカの広域な分布状況を把握するため、保護管理区域及び定着防止区域において糞塊密度調査を実施した。

令和元年度は、台風による影響で調査が実施できなかった2メッシュを除いた、43メッシュ中41メッシュで10粒以上の糞粒からなる糞塊が確認された(図I-4-3)。

各メッシュ内での糞塊密度ランクは、増加が4メッシュ、減少が12メッシュであった。近年の傾向としては、保護管理区域の南・西側や定着防止区域(南側)の一部においてニホンジカが増加する傾向が示されていたが、令和元年度は同エリアでも減少傾向が見られた。今年度は調査実施前に複数の台風に見舞われ、その影響により糞塊の消失が大きかった可能性がある。

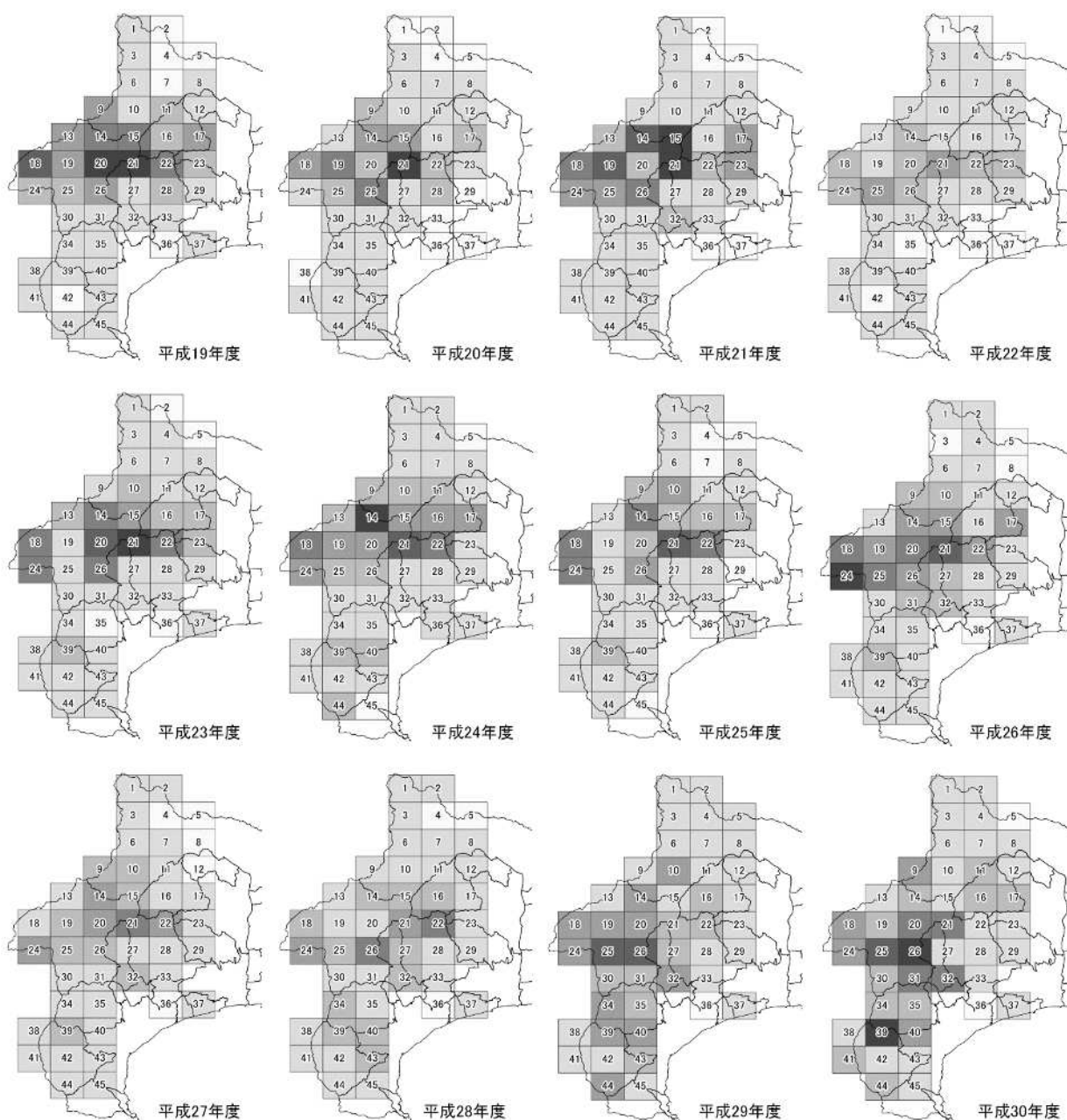




図 I-4-3 糞塊密度(糞塊数/km)の推移(10粒以上の糞塊)

### ウ 行動域調査

シカの行動や環境の利用などを明らかにするため、シカにGPS首輪を装着し、その行動追跡を行った。令和元年度は、4個体に新規にGPS首輪を装着した。また、平成29年度及び平成30年度にGPS首輪を装着した個体を対象に行動域調査を行った。

### エ 巻狩り(組猟)による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率

シカの個体群の動向と管理捕獲等の対策効果を推察するための指標の一つとして、平成19年度から巻狩り(組猟)による管理捕獲の捕獲効率を算出している。平成22年度からは、管理捕獲時に目撃した個体数を、重複を除いて集計した目撃効率も算出している(表I-4-2)。

表 I-4-2 巻狩り(組猟)による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率の推移 (単位:頭/人・日)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数	357	330	385	279	211	307	340	292	301	228	199	135	193
目撃頭数				727	670	735	989	1,042	994	1,007	733	701	736
参加人数	1,195	1,195	1,121	1,110	1,174	1,468	1,495	1,826	1,908	1,782	1,510	1,454	1,233
捕獲効率 (捕獲数/参加人数)	0.30	0.28	0.34	0.25	0.18	0.21	0.23	0.16	0.16	0.13	0.13	0.09	0.16
目撃効率 (目撃頭数/参加人数)				0.65	0.57	0.50	0.66	0.57	0.52	0.57	0.49	0.48	0.60
目撃捕獲率 (捕獲数/目撃頭数)				0.38	0.31	0.42	0.34	0.28	0.30	0.23	0.27	0.19	0.26

### オ 個体群の質

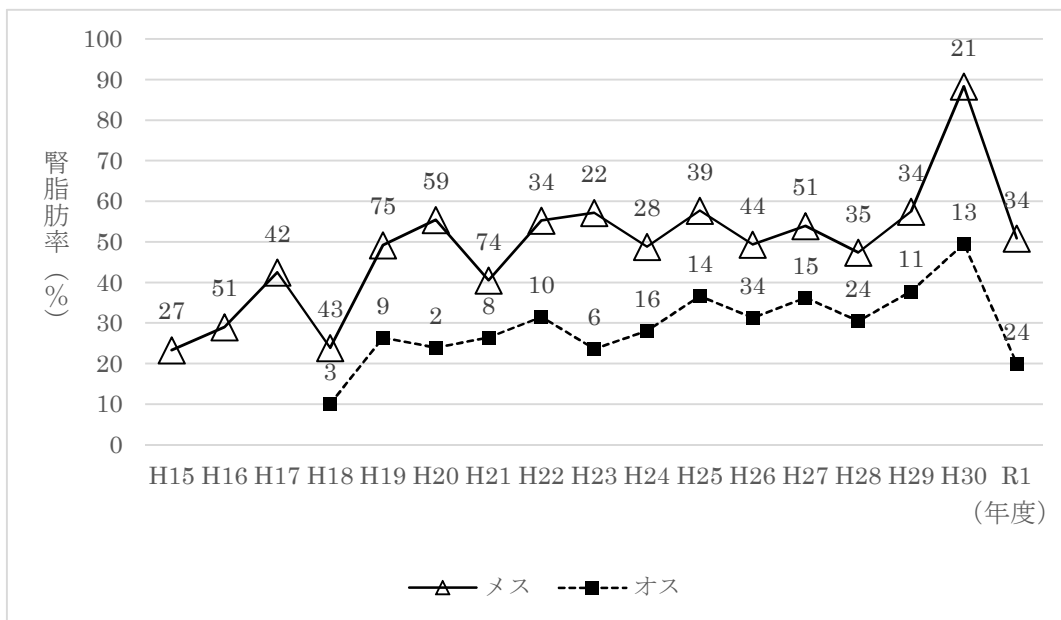
管理捕獲で捕獲した個体について計測値およびサンプルを収集し、個体の栄養状態等の経年変化を確認した。

第1次計画を開始した平成15年度と比較すると、栄養状態、妊娠状態のいずれも改善の傾向

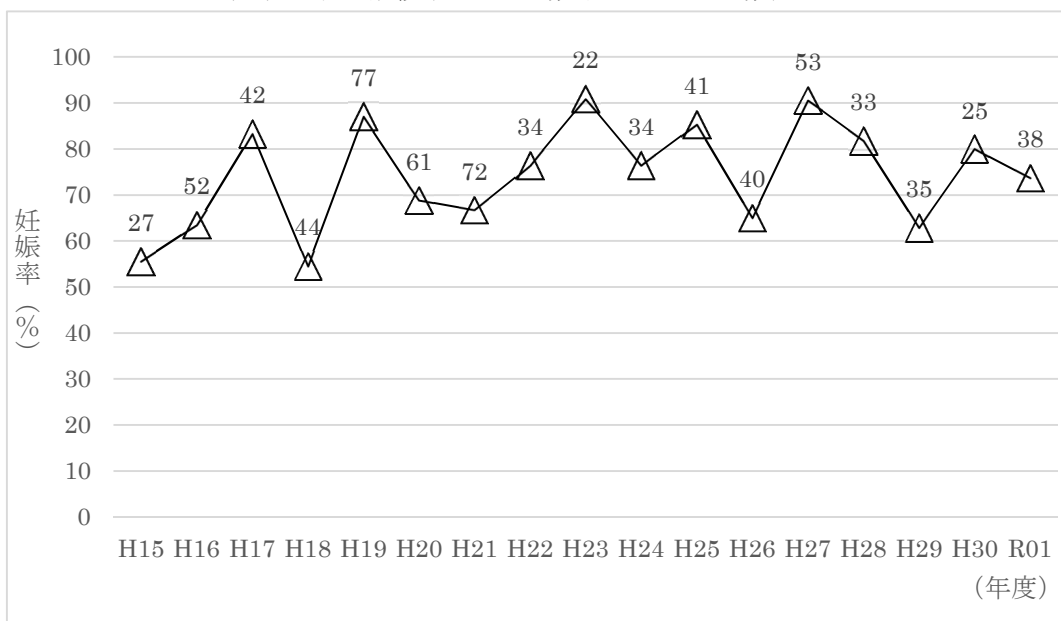
が見られており、個体数の減少に伴い、生息環境が相対的に改善されつつある可能性が示唆されている。

3歳以上の個体の腎脂肪率は、平成15年度から平成23年度ごろにかけて増加傾向を示し、近年は、高い値を示している（図I-4-4）。

3歳以上のメス個体の妊娠率は、調査を開始した平成15年度以降、年によって50～90%程の間で変動している。令和元年度における妊娠率は、73.7%であった（図I-4-5）



図I-4-4 管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲個体(1-3月捕獲、3歳以上)の腎脂肪率の推移(グラフ内数字はサンプル数)



図I-4-5 管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲個体(1-3月捕獲、3歳以上メス)の妊娠率の推移(グラフ内数字はサンプル数)

## (2) 生息環境調査

第3次計画までのシカ植生定点調査、シカ森林一体的管理植生定点調査、水源林植生定点調査の調査地の重複や林相、柵の有無、継続の必要性などを考慮し、第4次計画からは、「シカ植生定点調査」(広葉樹林)は71地点、「水源林植生定点調査」(スギ、ヒノキ人工林主体)は23地点としてモニタリング地点の統合と整理を図り、他の地点では必要な際に調査することとした。

### ア シカ植生定点調査

令和元年度は15地点で追跡調査を行った。柵内外の比較では、令和元年度調査時に柵が破損していた箇所を除くと、植被率はおおむね柵内で高かったが、3箇所では柵外の方が高かった。これは、柵内で木本類等が草本層の高さを超えて成長したため、草本層としては植被率が低くなったことによる。更新木(将来、樹冠を構成する高木性の樹種)の稚樹高は柵内で高かった。

柵の外側の植被率について、前回(5年前)の結果と比較すると、3箇所では植被率が10%以上増加し、2箇所では10%以上低下した。

また、柵の外側の稚樹高について、前回の結果と比較すると、6箇所では増加、8箇所では減少の傾向が見られた。

なお、調査結果の詳細な解析は、5か年の計画ごとのデータがそろった段階で実施する。

表 I-4-3 令和元年度植生定点データの集計結果概要

No.	管理ユニット	調査地名	標高(m)	柵内外	林床植生型	草本層 植被率(%)	植被率 変化量 (%)	稚樹高 (cm)	稚樹高 増減率(%)	ササ稈高 (cm)	不嗜好性種 被度(%)	採食耐性種 被度(%)	備考
1	世附川A	切通沢	890	内	小型草本	22.5	-23.0	20.6	-29.2		0.6	0.6	19柵破損
				外		4.2	-7.1	6.5	-49.6	0.1	4.7		
2	中川川上流B	大室山2	1550	内	高茎草本	58.5	-40.0	101.5	-35.9		0.6	0.8	14柵破損
				外		86.0	33.5	19.3	0.0	16.4	38.6		
3	中川川上流C	檜洞丸1	1530	内	高茎草本	90.5	-2.0	82.5	44.0		16.9	27.0	14柵破損
				外		87.0	-1.3	20.1	45.7	61.5	48.1		
4	丹沢湖A	丹沢湖南	435	内	小型草本	28.5	-3.5	36.5	-1.1		0.6	0.0	
				外		1.4	-1.6	7.5	-3.8	0.0	0.0		
5	丹沢湖B	丹沢湖	550	内	小型草本	22.0	-10.5	30.0	-31.4		0.0	0.0	19柵破損
				外		3.4	-2.5	7.4	-15.9	0.0	0.0		
6	中川川上流 B	大室山東	1395	内	スズタケ	80.0	-11.0	93.7	-7.8	170.6	0.0	11.1	
				外		95.0	0.0	20.7	-18.8	33.3	0.0	66.1	
7	神ノ川E	檜洞丸2	1595	内	高茎草本	77.5	-17.4	155.9	20.9		5.5	18.3	14柵破損
				外		92.5	0.7	44.9	48.2	27.3	47.0		
8	丹沢中央D	イタドリの頭	1190	内	小型草本	72.0	9.5	92.1	98.1		13.3	18.7	14柵破損
				外		18.0	-22.0	9.5	-5.0	0.0	7.0		
9	丹沢南麓C	寄	450	内	小型草本	73.5	-6.5	79.7	-26.7		0.7	10.6	19柵破損
				外		73.5	-7.0	7.1	-43.2	0.7	65.9		
10	中津川B	木ノ又2	1415	内	ミヤマク マザサ	75.5	-5.8	186.0	-2.1	39.6	0.0	10.7	
				外		72.0	20.0	14.3	66.3	13.4	1.7	57.6	
11	中津川B	竜ヶ馬場1	1470	内	ミヤマク マザサ	93.7	7.7	23.4	188.9	121.8	0.0	87.5	19柵破損
				外		93.0	18.0	16.7	26.5	52.1	0.6	90.0	
12	清川A	大山沢D	521	内		50.0	14.0	46.7	243.4		5.4	5.8	
				外		8.0	2.9	15.4	41.3	4.4	2.8		
13	南足柄	萱刈場A	845	内		42.5	-10.0	109.4	82.0		1.2	4.5	
				外		14.6	-35.9	66.1	-38.4	0.0	2.5		
14	丹沢南麓A	玄倉竹本	740	内		72.0	-13.0	121.9	73.2		1.2	1.9	
				外		33.0	2.5	12.9	-27.9	12.6	11.4		
15	早戸川C	奥野3	1003	内		9.9	-37.1	16.9	-47.8		5.5	1.2	19柵破損
				外		28.6	1.6	44.5	39.5	22.1	11.3		

注1) No.12,13,14,15は、前回調査では水源林植生定点、シカと森林の一体的管理のモニタリングとして実施。

注 2) 「19 柵破損」は令和元年度調査時に、「14 柵破損」は前回平成 26 年度調査時に、倒木などにより柵が破損していた。

注 3)各試験区には 2m×2m 枠を 10 個配置。

注 4)自然環境保全センター研究連携課未発表資料を基に作成。

## イ 水源林植生定点調査

第 3 次計画までは、針葉樹人工林と広葉樹林の計 50 地点で林床植生のモニタリング調査を約 5 年おきに実施してきた。第 4 次計画からは、調査地点を整理し、林相が針葉樹人工林であり、かつ目標林型が針広混交林の 23 地点を対象として、林床植生に加えて林分構造を調査することで、目標林型への誘導状況を把握することとした。

林床植生の植被率については 4 地点 13 試験区で調査され、3 地点（契約地 No H15-協-24、H15-協-08、H14-立-01）の 6 試験区では低木層が認められたが、そのうち 2 試験区では低木層と草本層の植被率を合計しても 20%未満であった。他の試験区では低木層と草本層の合計植被率は 14~81%の範囲にあった。各地点にセンサーカメラ 2 台で夏（7 月下旬）から秋（11 月中旬）まで撮影したところ、各地点ともシカが最も多く撮影され、南足柄調査区でも延べ 29 回あった。

表 I-4-4 林床植被率

場所	契約地 No.	試験区 No.	植生保 護柵内 外	低木層（1.5m～）		草本層（0～1.5m）		シカ撮影回数	
				平均植 被率	標準 偏差	平均植 被率	標準 偏差	回数	撮影期間 カメラ・日
相模原 市緑区 青根	H15-協-24	1	内	7.9	14.9	69.2	12.8	13	118 注 1
		1	外	0.0	0.0	7.2	6.4		
		2	内	5.8	6.5	75.5	10.8		
		2	外	0.0	0.0	1.1	0.3		
厚木市 七沢	H15-協-08	1	内	0.0	0.0	61.8	27.4	55	209
		1	外	7.0	14.2	6.8	5.2		
		2	内	13.5	15.5	28.6	15.4		
		2	外	2.0	6.0	18.3	8.9		
松田町 寄	H19-協-09	林外	-	0.0	0.0	97.0	3.1	132	222
		林内	-	0.0	0.0	94.0	2.0		
南足柄 市雨坪	H14-立-01	1	-	0.0	0.0	54.5	10.8	29	114 注 1
		2	-	2.1	4.7	54.5	25.3		
		3	-	0.0	0.0	7.8	6.4		

注 1)台風 19 号による林道閉鎖のため撮影期間を短縮した。

注 2)各試験区には 2m×2m 枠を 10 個配置。

注 3)自然環境保全センター研究連携課未発表資料を基に作成。

### (3) 農林業被害状況調査

表 I-4-5 シカによる農業被害状況の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
保護管理 区域	被害面積 (ha)	18.38	22.87	17.24	20.59	17.46	18.15	4.71	6.32
	被害量 (t)	115.81	92.02	85.81	98.95	66.92	106.62	1.00	201.44
	被害金額 (千円)	24,668	22,256	21,528	25,575	17,768	36,380	23,395	31,311
定着防止 区域	被害面積 (ha)	0.68	0.46	1.12	1.1	2	1.84	0.30	0.26
	被害量 (t)	2.47	0.56	4.76	5.06	6.52	5.04	4.51	3.82
	被害金額 (千円)	439	99	1,064	762	1,448	974	567	1,038
合計	被害面積 (ha)	19.06	23.32	18.36	21.19	19.08	19.99	5.01	6.58
	被害量 (t)	118.28	92.58	90.57	104.01	72.99	111.67	5.51	205.27
	被害金額 (千円)	25,107	22,355	22,592	26,336	19,143	37,354	23,962	32,348

※林業被害について、造林木の樹皮剥ぎや枝葉の採食は県内の各地で見られているが、被害時期の把握、被害額算定が難しく、令和元年度の被害報告は0件。なお、特に近年では、小田原市久野等の定着防止区域において幼齢造林地での樹皮剥ぎや枝葉の採食等が確認されている。

※定着防止区域：H24～H28は分布拡大防止区域

表 I-4-6 シカによる自家用農作物の被害面積の推移（単位：ha）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相模原市	0.03	0.10	0.03	0.06	0.11	0.06	0.01	-
厚木市	4.09	0.60	0.21	0.22	0.52	0.11	0.36	0.88
愛川町	0.00	0.00	0.13	0.01	0.03	-	-	-
清川村	0.11	-	0.03	-	0.01	0.10	0.01	0.05
秦野市	0.91	0.25	0.12	-	0.20	-	0.20	0.42
伊勢原市	0.11	0.36	0.28	0.20	0.66	0.06	0.35	0.27
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	0.05
山北町	-	-	-	-	-	-	-	0.01
合計	5.25	1.31	0.80	0.49	1.53	0.33	0.93	1.68

## Ⅱ 参考資料

### ○狩猟免許所持者数

年 度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
第一種銃猟（乙種）	6,953	6,389	6,474	6,523	5,636	5,830	5,839	5,213	5,060	5,200	4,737	4,654	4,588	4,151
第二種銃猟（丙種）	524	563	636	666	609	673	661	299	221	79	70	61	59	47
網・わな猟（甲種）	179	192	236	204	214	230	250	266	290	354	360	417	455	482
わな猟														
網猟														
合 計（人数）	7,078	6,534	6,643	6,672	5,790	5,971	5,981	5,339	5,191	5,335	4,852	4,774	4,727	4,269

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(前年 増減)
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
第一種銃猟（乙種）	4,198	4,240	3,702	3,663	3,603	3,112	3,143	3,316	3,038	3,226	3,338	3,172	3,278	(+106)
第二種銃猟（丙種）	41	37	34	35	38	36	38	40	43	38	34	30	30	(+0)
網・わな猟（甲種）	524	552												(+0)
わな猟			572	760	870	914	1087	1217	1374	1561	1817	1984	2199	(+215)
網猟			225	194	234	171	177	177	181	210	231	227	239	(+12)
合 計（人数）	4,351	4,399	3,881	3,976	4,019	3,547	3,694	3,885	3,697	3,935	4,187	4,116	4,321	(+205)

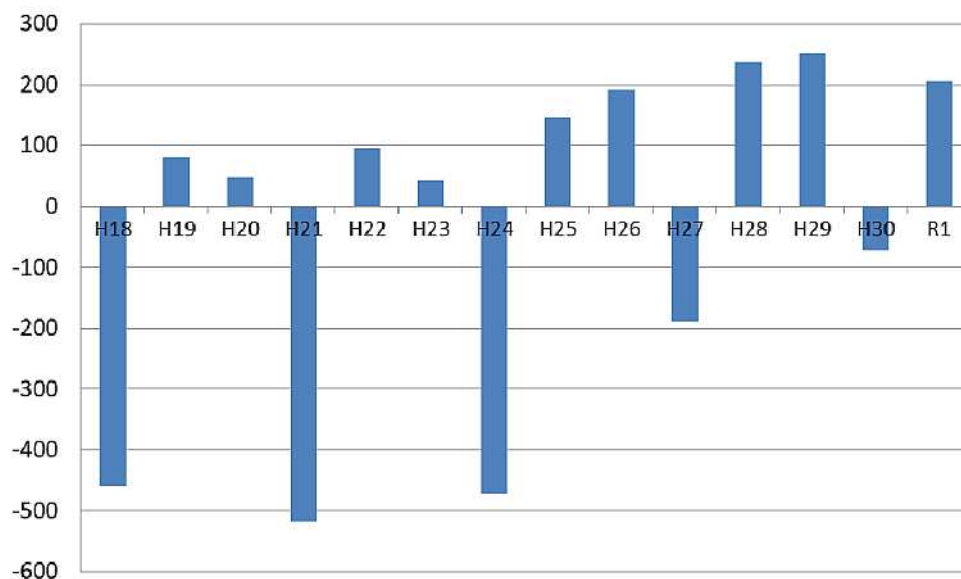
\*H6, H9, H12, H15, H18, H21, H24, H27, H30 は、狩猟免許大量更新年で、前年と比較し、狩猟免許所持者数が減少する傾向にある。

\*昭和 53 年（1978 年）から 3 年ごとの有効期限制になったため大量更新年が発生

\*1 人で複数の免許を取得している場合もあるため、合計（人数）は、種別の合計と一致しない。

### ○狩猟免許所持者数の対前年増減の推移

人数(人)



ニホンジカ捕獲数の推移

区分		年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
			(H5)	(H6)	(H7)	(H8)	(H9)	(H10)	(H11)	(H12)	(H13)	(H14)
有害捕獲	オス		79	112	100	99	95	85	88	159	120	131
	メス		8	12	17	22	68	54	26	51	103	162
狩猟	オス		364	462	510	346	323	327	273	400	427	484
合計	オス		443	574	610	445	418	412	361	559	547	615
	メス		8	12	17	22	68	54	26	51	103	162
総 計			451	586	627	467	486	466	387	610	650	777

区分		年度	第1次保護管理計画				第2次保護管理計画				
			2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
			(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)
管理捕獲 (被害軽減)	オス		83	66	88	90	148	180	208	229	266
	メス		137	146	146	170	301	316	340	401	400
管理捕獲 (植生回復)	オス		9	6	9	12	88	65	97	84	74
	メス		36	71	61	79	260	256	279	172	125
	不明						9	9	9	23	12
保護管理区域合計	オス		92	72	97	102	236	245	305	313	340
	メス		173	217	207	249	561	572	619	573	525
	不明		0	0	0	0	9	9	9	23	12
	計		265	289	304	351	806	826	933	909	877
有害捕獲 (監視区域)	オス		0	4	4	4	10	14	26	29	33
	メス		0	1	8	0	4	10	13	18	11
	不明								12		
	計		0	5	12	4	14	24	51	47	44
狩猟	オス		561	434	359	482	342	370	447	401	398
	メス		79	61	40	69	331	314	336	271	308
	計		640	495	399	551	673	684	783	672	706
総 計			905	789	715	906	1,493	1,534	1,767	1,628	1,627

区分		年度	第3次(保護)管理計画					第4次管理計画				
			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
			(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)
有害捕獲 (保護管理区域)	オス							8	7	8		
	メス							12	13	12		
有害捕獲 (定着防止区域)	オス									1		
	メス											
管理捕獲 (被害軽減)	オス		371	380	326	355	616	623	609	581		
	メス		463	508	472	476	776	725	665	820		
管理捕獲 (植生回復)	オス		166	208	231	249	190	167	137	203		
	メス		215	309	293	352	297	285	214	248		
	不明						34	32	24	16		
保護管理区域合計	オス		537	588	557	604	806	798	753	793		
	メス		678	817	765	828	1,073	1,022	892	1,080		
	不明		0	0	0	0	34	32	24	16		
	計		1,215	1,405	1,322	1,432	1,913	1,852	1,669	1,889		
管理捕獲 (分布拡大防止区域) H29から (定着防止区域)	オス		54	52	67	63	95	155	181	252		
	メス		16	22	43	48	67	92	168	168		
	不明											
	計		70	74	110	111	162	247	349	420		
狩猟	オス		427	286	376	365	362	346	291	324		
	メス		371	284	335	389	414	335	336	422		
	計		798	570	711	754	776	681	627	746		
総 計			2,083	2,049	2,143	2,297	2,851	2,780	2,645	3,055		

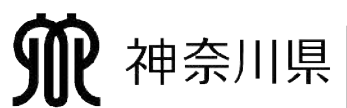


○管理ユニット位置とエリア区分



\*一点破線は、市町村界

\*市町村名とユニット名は一致しない ( ) は旧ユニット名



環境農政局緑政部自然環境保全課  
横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045 (210) 1111 (代表)